

空き家利活用のための講習会の開催及び他の専門家との連携強化 (一般社団法人 奈良県建築士会)

<h2>課題と目的</h2>	<p>市町村で開催されている空き家の相談会に対応する職員の専門的知識が不足していることを補うため、既存住宅状況調査技術者に向け、空き家の活用に関する研修を行い、修了者を専門家として派遣し連携体制を強化する。</p>
<h2>取組内容</h2>	<p>①空き家の活用に関する研修会の実施②奈良県下の市町村との連携協定の締結③空き家流通促進検討会議へ派遣</p>
<h2>成果</h2>	<p>①空き家の活用に関する専門家の養成②市町村、専門家との連携</p>

↑↑↑ 一般社団法人 奈良県建築士会 事務局 行 申込先 FAX: 0742-33-4333 ↑↑↑

空き家の活用に関する研修会

空き家住宅は、昭和38年の2.5%から、平成25年には7軒に1軒の割合13.5%、総住戸数6,000万戸のうち、820万戸に達しています。今後も増え続けていくことは間違いない、「空き家の問題」に対応できる人材を育成していくため、この講座を設けました。

この講座は、空き家問題の現状と課題を知り、空き家対策の推進に関する特別措置法の概要、その施策の基本方針を理解した上で多岐にわたる関連する法規を概観し、基礎知識を習得したのち、その運用や活用について専門家の業務分担と連携のあり方を理解することにより、通常の業務に加えて、空き家に対応するための技術力や調査能力、文化的価値を創出する能力を養い、その専門的知識を持って前向きな相談業務など、これから求められる建築士の新たな業務領域の拡大を見据えるものです。



【日時】 平成30年10月20日(土)、21日(日)、11月4日(日) 計3日
【場所】 10月20日(土)：奈良県文化会館 地下1階/多目的室(奈良市豊大路町6-2)
 10月21日(日)：大和信用金庫駅前グリーンビル 3階/会議室(奈良市大字新井194-2)
 11月4日(日)：今井まちなみ交流センター「舞臺」2階/会議室(橿原市今井2-3-5)
【定員】 50名(受講資格：国土交通省既存住宅状況調査技術者資格者・受講済含む)
【受講料】 建築士会 会員 5,000円 / 4,000円(CPD参加登録者)
 会員以外 8,000円
【申込】 奈良県建築士会 事務局までFAXにてお申し込みください。(定員になり次第締め切ります)
【問合せ】 奈良県建築士会 事務局(電話) 0742-30-3111
【主催】 一般社団法人 奈良県建築士会 住まいまちづくり委員会 空き家対策部会

※会費を定額された方は修了卒業を想定できず、卒業の意思により修了証を発行します。修了者以外から受講が認められ卒業されることはありません。

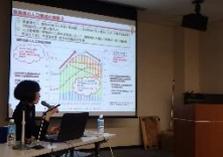
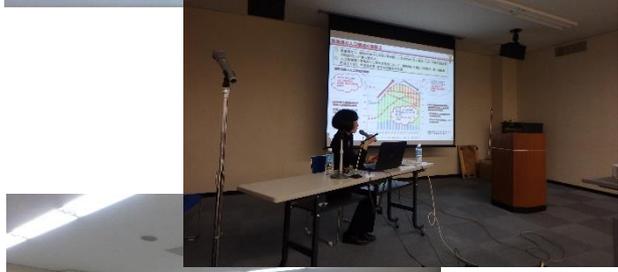
空き家の利活用に関する研修会 参加申込書

【氏名】： []
 【所属】： []
 【電話】： []
 【FAX】： []
 【既存住宅状況調査技術者資格番号若しくは受講済日】： []

日時(分)	講師テーマ	講師名	日時(分)	講師テーマ	講師
10:00-10:30(30)	ガイダンス 空き家管理・活用に関する手帳	奈良県建築士会 空き家対策部会	10:30-10:45(15)	空き家等の調査方法	建築士
9:50-10:30(40)	空き家の現状	奈良県 住まいまちづくり課	10:20-10:50(30)	空き家の技術的診断	建築士
10:30-11:10(40)	空き家等の活用に関する特別措置法の概要	奈良県 住まいまちづくり課	11:00-11:50(50)	空き家の診断手法	大和・和歌山リンク ネットワーク
11:10-11:50(40)	空き家等対策推進法1	奈良県 建設安全推進課	13:00-14:00(60)	空き家診断の手法	アールバック地域計画 建築研究所
13:00-13:45(45)	空き家等対策推進法2	司法書士	14:00-15:30(90)	空き家の利活用の事例	アールバック地域計画 建築研究所
13:45-14:30(45)	空き家等対策推進法3	税理士	11:40-12:10(30) 12:30-13:30(60)	空き家の利活用事例	住まいまちづくり会
14:40-15:25(45)	空き家等と相談会の内容	建築家 コングレジュ	14:00-16:00(120)	空き家調査・空家事例の現場調査の方法	今井町
15:25-16:10(45)	所有者と利用者のマッチング	建築家 コングレジュ	16:30-17:00(30)	修了発表	

空き家の活用に関する 研修会

平成30年10月20日

協定書

橿原市空き家等対策に関する協定書

橿原市(以下「甲」という。)と一般社団法人奈良県建築士会(以下「乙」という。)とは、橿原市空き家等対策計画(以下「計画」という。)及び計画に基づき設置される橿原市版空家フラットホームにおける空家等の利活用等の推進に係る施策を推進するため、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、市内の空家等が管理不全な状態とならないよう、空家等の流通を促進し利活用を進めることにより、市民が安全・安心して暮らせる良好な生活環境の保全及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定において使用する用語は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)、「橿原市空き家等適切な管理及び活用に関する条例」(平成30年条例0号)において使用する用語の例による。

2 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 既存住宅状況調査 既存住宅状況調査技術者講習登録規程第2条第5項に規定する既存住宅状況調査技術者講習を修了した者による状況調査
- 住宅性能評価業務 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(平成11年法律第81号)に基づき、住宅性能表示制度の性能評価に係る申請等の業務
- 耐震診断業務 奈良県木造住宅耐震診断員登録要綱(平成17年11月4日施行)第5条第1項の規定に基づき奈良県に登録された者が奈良県木造住宅耐震診断マニュアル(以下「典マニュアル」という。)に基づいて実施する耐震診断(連携業務)

第3条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、相互に連携・協力し、次の各号に掲げる業務を行う。

- 空家等に関する技術的な相談業務
- 空家等の利活用のための既存住宅状況調査、住宅性能評価業務、耐震診断業務